

第2号様式（第6－1）

会議開催結果

1 会議の名称	令和元年度第1回富津市情報公開・個人情報保護審査会
2 開催日時	令和元年10月23日（水） 10時00分～10時50分
3 開催場所	富津市役所401会議室
4 審議等事項	1 議題 （1）会長の互選について （2）会長職務代理者の指名について 2 報告 （1）平成30年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について 3 その他
5 出席者名	〔会 長〕 山田次郎 〔委 員〕 小川雅義、平野順子、藤平則夫、武藤桂一 〔市 長〕 高橋恭市 〔事務局〕 白石総務部長、石川総務課長 萱野係長、養田副主査、榎本主任主事
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	(理由)
8 傍聴人数	0人（定員5人）
9 所管課	総務部総務課行政係 電話 0439（80）1209

富津市情報公開・個人情報保護審査会会議録

発言者	発言内容
石川課長	<p>それでは、只今から「富津市情報公開・個人情報保護審査会」を開会します。</p> <p>まず、本日の出席委員は5名でございます。富津市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第2項の規定により委員の半数以上が出席で定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の会議においては、不開示情報は含まれておりませんので、富津市情報公開条例第23条及び富津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定により、会議を公開し、その会議録を閲覧に供することとしております。</p> <p>会議の公開につきましては、市のホームページや行政資料コーナーにおいて、事前に周知をしております。</p> <p>また、会議録を作成するため、会議を録音させていただきますことを、御了承ください。</p> <p>なお、現在、傍聴人はございません。</p> <p>次に、市長の高橋よりご挨拶を申し上げます。</p>
高橋市長	<p>(高橋市長あいさつ)</p>
石川課長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>当審査会は、審査会規則第2条第1項の規定により会長が議長となり、進行することになっておりますが、本日の会議は、任期満了後の初の会議となり会長が不在となっております。</p> <p>このため、会長が互選されるまでの間、私の方で議事の進行を務めますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>議題(1)の「会長の互選について」ですが、今回、委員の任期満了により新たに会長を互選していただくわけでございますが、本日お配りした富津市情報公開・個人情報保護審査会条例及び規則の抜粋資料をご覧ください。</p> <p>審査会条例第6条第1項の規定により会長は委員の互選により定めることとなっておりますので、自己推薦又は委員の皆様から推薦をお願いします。</p> <p>どなたか、会長をお引き受けいただける方はいらっしゃいませんか。</p>

山田委員	(委員長を引き受ける旨の発言あり)
石川課長	<p>只今、山田委員が会長をお引き受けいただけるとの発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり。)</p>
石川課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは山田委員に会長をお願い致します。山田委員は、会長席に移動願います。</p> <p>ここで、山田会長より就任のごあいさつを頂戴いたします。</p>
山田会長	(会長あいさつ)
石川課長	<p>ありがとうございました。それでは、審査会規則第2条の規定により会長が議長となりますので、以後の議事進行をお願いします。</p>
山田会長	<p>それではこれより議事進行を務めさせていただきますので御協力よろしくをお願いします。</p> <p>議題(2)会長職務代理者の指名ですが、審査会条例第6条第3項の規定により、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっておりますので、私から指名させていただきます。</p> <p>会長職務代理者に、小川委員を指名いたします。小川委員よろしいでしょうか。</p>
小川委員	(小川委員了承の旨の発言あり。)
山田会長	<p>了承が得られましたので、小川委員を会長職務代理者に決定いたします。よろしくをお願いします。</p> <p>次に、4の会議録署名委員の指名についてですが、審査会規則第2条第5項の規定により、会長及び会長の指名する委員1名が署名することになっていきますので、会議録署名委員に藤平委員を指名いたします。藤平委員よろしいでしょうか。</p>
藤平委員	(藤平委員了承の旨の発言あり。)

山田会長	<p>よろしくお願いいたします。 それでは、次に5の報告に入ります。</p> <p>(1) 平成30年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について、事務局に説明を求めます。</p>
萱野係長	<p>(平成30年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について報告用資料により説明)</p> <p>【説明の要旨】</p> <p>(情報公開制度の運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の行政文書の開示請求件数は25件（うち全部開示8件、部分開示14件、不開示1件、不存在等2件） <p>※25件の詳細の内訳は、報告用資料2頁から7頁までに記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不開示決定を行った1件の詳細を説明 ・会議総数が173件、そのうち公開した会議が62件、うち傍聴人のあった会議が9件で、傍聴人の延べ人数が76人で、非公開の会議が111件 ・不服申立てについては0件 <p>(個人情報保護制度の運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の個人情報の開示請求件数は11件（うち全部開示7件、部分開示3件、不開示1件） ・不開示決定を行った1件の詳細を説明 <p>※11件の詳細の内訳は、報告用資料9頁から11頁までに記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関別の個人情報取扱事務の届出状況は、平成30年度当初が401件で、新規が9件、変更が22件、廃止が4件、平成30年度末が406件 <p>※406件の詳細の内訳は、13頁から19頁までに記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規で届出があったものの例として、産後ケア事業事務に関する事務など
山田会長	<p>説明が終わりました。質疑がありましたらお願いします。</p>
武藤委員	<p>情報公開の不開示決定について質問します。 報告資料5頁14番（富津市が〇〇株に対して指導等を行った旨の記載がある文書）の不開示決定ですが、存否応答拒否の決定をしなかった理由についてお伺いします。</p>

<p>養田副主査</p>	<p>はい。開示請求者が開示請求の時点で指導があったことを知っていたため、存否応答拒否ではなく、不開示決定としました。</p>
<p>武藤委員</p>	<p>個別の事情は分かりませんが、関係者が知りうる状態であったとしても、一般的には知り得ない情報であるので、私の意見としては、存否応答拒否が妥当ではないかと思います。</p>
<p>養田副主査</p>	<p>はい。ご指摘を踏まえ、今後の対応を検討して参ります。</p>
<p>武藤委員</p>	<p>それから、報告資料11頁11番(〇〇に係る平成30年3月1日申請の介護認定審査会資料)についてですが、条例に死者の個人情報についての規定があるかお伺いします。</p>
<p>養田副主査</p>	<p>はい。条例上に規定はありませんが、運用については「情報公開・個人情報制度の手引」49頁に記載があります。</p> <p>死者の個人情報も、それが請求者自身に関する個人情報であると考えられるものについては、自己の個人情報に含むものと考えられます。その例は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報 ・ 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報 ・ 近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報(近親者固有の権利義務) <p>また、社会通念上、死者の情報が請求者自身の自己に関する個人情報であるとみなし得るほど請求者と密接な関係がある場合については、自己の個人情報に含むものと考えられます。その例は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報
<p>武藤委員</p>	<p>条例上に規定はないが運用としてどう扱っているか分かりました。本件の場合は、不開示決定であるものの開示請求者は審査請求をしていないとのことですが、今後審査請求や訴訟につながる可能性があると思います。</p> <p>死者の個人情報については、自治体によって規定しているところ、規定していないところがあり、お伺いしました。</p>

山田会長	なぜ、開示請求をしたいのかという確認はしているのですか。
養田副主査	はい。制度自体は目的を問わないものではありませんが、窓口でのやり取りの中で開示請求の目的が分かることはあります。
山田会長	推測の話にはなりますが、介護認定の度合いで給付を受けられるものがあるとすると、本人が得られたであろう給付が介護認定のあり方によって侵害されることがありうる。そうすると、財産にも影響を及ぼし、相続権にも影響する可能性があるなど、推測に推測を重ねると、本件の死者の個人情報も、それが請求者自身に関する個人情報であるといえなくもない考え方があるのではないかと思います。いかがですか。
養田副主査	はい。本件の場合、介護認定による給付の請求権ではなく、遺族の「知りたい」という気持ちから開示請求をするという内容でしたので、本件の場合、死者の個人情報が請求者自身に関する個人情報ではないという判断から不開示決定としました。
山田会長	私が申し上げた推測までは詮索しなかったということですか。
養田副主査	はい。開示請求の際に聞き取りは行いましたが、給付の請求権等のために行うということではなく、先ほどの「情報公開・個人情報制度の手引」で例示している、死者の個人情報が「請求者自身に関する個人情報」に該当するという解釈までには至らないという判断から不開示決定をしました。
山田会長	話の中で「給付に絡む相続権を問題としたい」という内容でないことから、不開示決定としたということによろしいですか。
養田副主査	はい。
山田会長	他に質問はありますか。
平野委員	報告資料 1 1 頁 2 番の「本人の同意を得て、指定居宅介護支援事業者等に対し要介護認定等の個人情報を提供した件数」が 2, 0 0 0 件近くありますが、前年度の会議で申請書に本人が同意する旨の署名することを伺いましたが、要介護度によっては本人が署名できない場合

	<p>もあると思いますが、そういった場合の運用はどのように行っていますか。</p>
萱野係長	<p>はい。富津市介護保険規則第34条に規定があり、第40号様式に申出書があります。要介護度によっては、本人が署名できない場合もあるので、運用上は介護福祉課の職員が立会いのもと本人の意向を確認し、代理での記載等をしていると思われます。</p>
平野委員	<p>報告資料の12頁の個人情報取扱事務の届出状況で、健康福祉部が一番多く変更がある部署であると思いますが、制度変更による変更が主な理由ですか。</p>
養田副主査	<p>はい。福祉の分野は制度改正が多くある部署ですが、必ずしも制度改正による変更とは限らず、例えば引用する法令の条が変わったことや、機構改革により組織の変更があった場合もこの変更事由に含まれます。</p>
山田会長	<p>細かい変更の統計は取っていないということによろしいですか。</p>
養田副主査	<p>はい。</p>
山田会長	<p>指定居宅介護支援事業者等に対し、要介護認定等の個人情報を提供することについての申出書の件ですが、それは本人名での申出書ですか、それとも親族名による申出書ですか。</p>
萱野係長	<p>はい。申出書が手元にないため分かりかねますが、本人名による申出書であると思われます。</p>
山田会長	<p>そうであれば、本人による同意が含まれると捉えられると思います。</p>
萱野係長	<p>はい。</p>
山田会長	<p>他にご意見やご質問はありますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
山田会長	<p>ご意見やご質問がなければ、予定されていた議題は全て終了しましたので、本日の審査会を終わります。ありがとうございました。</p>